



**◆利用を許可しない場合（港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条）****1 利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。**

- 港湾施設の設置の目的に反する場合  
(宗教の勧誘・布教又はこれに類する行為を目的とする場合、施設の目的及び用途を妨げる場合 等)
- 港湾施設の管理上支障がある場合  
(施設の汚損・損壊又は滅失等のおそれがある場合、他の利用に支障が及ぶ場合 等)
- 公益を害するおそれがある場合  
(善良な風俗を害するおそれがある場合、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団の利益となる場合 等)
- 感染症の予防又は感染の拡大を防止する必要がある場合
- その他市長が必要と認めた場合  
(横浜港のイメージを損なう場合、その他上記に準ずる場合 等)

**2 市長（指定管理者）は、利用の許可を受けたものが前項のいずれかに該当することが判明した場合、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができるものとします。**

以上の内容をお読みいただき、以下にレ点をお願いします。

利用を許可しない場合の項目を確認しました。

令和 年 月 日

申請者（氏名又は法人等の名称） \_\_\_\_\_